

## 国際会計基準（IFRS）に係る討議資料（3）

この資料は、主要な検討項目のうち、「経済活動に資する会計のあり方」に関するものを中心にまとめたものである。

## I. 我が国産業・雇用構造、我が国企業の海外進出、資金調達の状況

（我が国産業・雇用構造）

我が国の産業・雇用構造は、以下のとおりである。

	第1次産業	第2次産業〔製造業〕	第3次産業
GDPシェア	1%	26%〔18%〕	73%
雇用者数	268万人 (4%)	1746万人〔1174万人〕 (27%)〔18%〕	4369万人 (68%)

なお、我が国上場企業は約3600社で構成されているが、全企業で見た場合と比較して、第2次産業、特に製造業のウェイトが大きい（企業数では、第2次産業が48%、製造業が43%。時価総額では、第2次産業が59%、製造業が53%を占めている）。

国際的に見た場合、欧米主要国（米・英・仏・独）と比較すると、ドイツと同様に、第2次産業、製造業の割合が高い。

また、他のアジア・オセアニア地域（中国、韓国、インド、ASEAN諸国等）を見た場合、国によって相違はあるが、第2次産業・製造業のGDPに占める割合は、総じて他地域と比較して高い。

〔表1〕 日米欧における産業別GDPシェア（2009年）

	日本	米国	英国	フランス	ドイツ
第1次産業	1%	1%	1%	2%	1%
第2次産業	26%	22%	21%	18%	26%
〔製造業〕	〔18%〕	〔13%〕	〔11%〕	〔11%〕	〔19%〕
第3次産業	73%	77%	78%	79%	73%

（出典）総務省統計局「世界の統計2011」

〔表2〕 アジア各国における産業別GDPシェア（2009年）

	中国	韓国	インド	タイ	インドネシア
第1次産業	11%	3%	17%	12%	15%
第2次産業	48%	37%	28%	44%	48%
〔製造業〕	〔－〕	〔28%〕	〔16%〕	〔34%〕	〔26%〕
第3次産業	40%	60%	55%	45%	36%

（出典）総務省統計局「世界の統計2011」

〔表3〕 日米欧における産業別就業者数（2008年）

	日本	米国	英国	フランス	ドイツ
第1次産業	4%	1%	1%	3%	2%
第2次産業	27%	20%	21%	23%	30%
〔製造業〕	〔18%〕	〔11%〕	〔12%〕	〔14%〕	〔22%〕
第3次産業	68%	79%	77%	75%	68%

（出典）総務省統計局「世界の統計2011」

また、我が国の中小企業の状況については、中小企業（従業員規模 300 人以下又は資本金規模 3 億円以下の会社及び個人であって製造業等を主たる事業として営むもの等）が企業数で全体の99.7%（約420万社）、従業者数の約69.4%（約2780万人）を占めている。なお、欧米各国においても、統計上の定義の差異はあるが、中小企業の全企業数に占める割合は99%を超えている。他方、雇用面においては、50－60%程度と、我が国に比べそのウェイトが低くなっている。

〔表4〕 日欧米における中小企業数・雇用者数等について

	日本	米国	英国	フランス	ドイツ
年次	2006	2007	2010	2010	2010
中小企業数	419万社	603万社	165万社	256万社	186万社
中小企業社数比率	99.7%	99.7%	99.6%	99.8%	99.5%
雇用者数	2783万人	5986万人	980万人	877万	1361万人
雇用者数比率	69.4%	49.6%	53.9%	60.4%	60.9%
付加価値額比率	53.5%	50.7%	50.2%	56.0%	53.8%

（注）日本の付加価値額比率は製造業に関するデータ。

(出典) 中小企業庁「2009年版中小企業白書」、  
「Firm Size Data (Employer Firms, Establishments, Employment, and Annual Payroll Small Firm Size Classes, 2007)」(Small Business Administration)、  
「SBA Fact Sheet '10」(European Commission)

(参考)

中小企業の会計については、中小企業庁・金融庁の共同事務局の下、「中小企業の会計に関する検討会」において検討が行われる等の取り組みが行われているが、この論点については、後日の会合において議論する予定。

(我が国産業の海外展開)

我が国企業の海外現地法人数は、2009年度末で1万8201社であり、製造業が8,399社、非製造業が9,802社となっている。地域別に見ると、アジアが全地域の6割強を占めている(なかでも、中国、ベトナム、インド等のアジア地域の全地域に占める割合は拡大傾向にある)。

また、製造業の海外生産比率(国内全法人ベース)は、約10年前と比較して増加しており、2000年度の11.8%に対し、リーマン・ショック等の影響で2008年度に大きく減少しているが、2009年度では17.2%(海外進出企業ベースでは30.7%)となっている。

〔表5〕 海外現地法人のうちアジア地域に所在する法人の比率について

年次	2005	2006	2007	2008	2009
	57.9%	59.1%	59.6%	60.7%	61.6%

(出典) 経済産業省「第40回海外事業活動基本調査」

〔表6〕 製造業の海外生産比率について

年次	2000	2001	2002	2003	2004
国内全法人	11.8%	14.3%	14.6%	15.6%	16.2%
海外進出企業	24.2%	29.0%	29.1%	29.7%	29.9%
年次	2005	2006	2007	2008	2009
国内全法人	16.7%	18.1%	19.1%	17.0%	17.2%
海外進出企業	30.6%	31.2%	33.2%	30.4%	30.7%

(出典) 経済産業省「第40回海外事業活動基本調査」

(我が国企業の資金調達等)

我が国企業の資金調達構成を見ると、「借入金」(預金取扱機関からの借入が大  
半)による資金調達割合が高く、35.9%、「株式」21.5%、「債券等」7.  
5%となっている。

我が国企業の新規の資金調達のうち海外市場での調達の割合を見ると、株式に  
よる調達の場合においては41%(2010年)、債券による調達の場合におい  
ては16%(2010年)となっている。

〔表7〕 我が国企業の資金調達構成について

年次		海外	国内	合計	海外比率
2009	株式	2.2兆円	2.7兆円	4.9兆円	44%
	債券	3.4兆円	19.3兆円	22.7兆円	15%
2010	株式	1.3兆円	1.9兆円	3.3兆円	41%
	債券	3.3兆円	16.4兆円	19.7兆円	16%

(注) 株式は上場企業のみ。

(出典) 日本銀行「資金循環統計」、財務省「財政金融統計月報」、  
証券保管振替機構「債券種類別発行償還状況」、  
日本証券業協会「全国上場会社のエクイティファイナンスの状況」「公社  
債発行額・償還額等」

我が国上場企業における外国法人等の株式保有比率を見ると、直近約10年の  
傾向としては、上昇を続けており、2000年は18.8%であったところ、2  
010年で26.7%となっている(ピークは2006年の27.8%)。

〔表8〕 我が国上場企業における外国法人等の株式保有比率について

年次	2000	2005	2006	2007
	18.8%	26.3%	27.8%	27.4%
年次	2008	2009	2010	
	23.5%	26.0%	26.7%	

(出典) 全国証券取引所「平成22年度株式分布状況調査の調査結果について」

## Ⅱ. 企業経営と会計基準の関係

企業経営と会計基準の関係については、企業関係者等より以下の論点が指摘されている。

- (1) 収益と費用の適切な把握 — 包括利益・当期純利益
- (2) 公正価値会計
- (3) 保守主義の原則
- (4) 確定決算主義

こうした論点について考えていく上では、まず、会計基準の主な歴史的変遷に触れておくことが参考となると考えられる。

資産の評価については、欧米では1930年代頃までに取得原価主義に移行したと言われている。例えば、ドイツにおいては、実務上、財務諸表の表示において、取得原価が支配的であり、有価証券等について時価評価が併用されていたが、19世紀末、資産の過大評価に起因する過大な配当を防止するため、配当面での低価以下主義（設備については原価も一部許容）がとられた。同様に、米国でも、大恐慌以前、少なからぬ企業において、固定資産や有価証券について時価評価（資産再評価）が行われていた。しかし、当時の資産再評価の実務は、損失を補填して配当財源を確保するために一部資産の簿価を切り上げるといった、恣意的なものが多かったとされている。大恐慌後には、こうした会計実務が見直され、取得原価主義への転換が図られた。

また、利益の計上に関しても、長年にわたって、実現した利益を重視するという考え方が採用されてきた。例えば、米国では、アメリカ会計士協会（A I A）報告書簡（1932年）において、未実現の利益を計上してはならず、実現した利益を重視するという考え方が明確に示され、以後、重きがおかれてきた。

しかし、その後、1980年代のS&L危機において、取得原価会計が益出しや損失隠し等を通じて金融機関の不健全な経営につながったとの考えの下、金融商品の公正価値評価が導入されることとなった。これは、金融商品に関する市場ベースの情報があれば、投資家や規制当局が金融機関のリスクの状況等をよりよく評価でき、事態悪化の前に適正な措置が期待できる、という発想に基づくものであったとされている。

公正価値評価の具体的活用については、米国では、1992年に公正価値評価の開示、1994年に金融商品の区分（売買目的・売却可能・満期保有）に応じた公正価値の適用（売買目的・売却可能有価証券への適用）、1999年にはデリバティブ取引への公正価値評価の適用が行われてきている。

（参考1）

S&L危機の要因としては、当時の金利状況下で資金調達・運用の大幅な逆ザヤが生じていたことや、自己資本比率規制が緩和されたという問題等の要因も大きいと言われている。また、会計面では取得原価主義への指摘のほか、当時金融監督上設定された規制目的会計（RAP）において、

- ・ 一般の債権の売却損失を、債権の残存期間で償却することで繰り延べる事が許容される、
- ・ 固定資産の再評価による簿価の切り上げが許容され、この評価益を使って、債権の売却損失が償却される、

などの措置がとられたことも問題として指摘されている。

（参考2）

我が国では、昭和24年の企業会計原則において取得原価主義（一部の項目においては、低価基準の選択適用可）がとられ、商法会計でもこれが取り入れられた。その後、銀行の保有する上場有価証券については、低価法の適用が義務付けられていたが、バブル崩壊の後、1997年に銀行における低価法の義務付けが廃止された。このことが日本の上場企業の財務諸表に対するレジェンド問題の一因となったとの指摘もあり、また、金融商品に係る含み損などの財務状況についての的確に把握すべきとの認識等に基づき、金融商品における時価評価が2000年から取り入れられている。

## (1) 収益と費用の適切な把握 — 包括利益・当期純利益

### (日本基準における取り扱い)

我が国では、収益と費用を対応させ、業績としての利益を示していくという考え方がとられ、当期純利益については、実現した利益を基礎として計上されている。

資産・負債について一定の場合には時価評価が行われるが、その際には、この考え方の下、以下のような形で当期純利益への反映を行っている。

- ・ 売買目的有価証券については、時価評価した際の評価差額を、即時に損益に反映させる、
- ・ その他有価証券については、時価評価した際の評価差額を、当期純利益には計上せず、その他の包括利益（＝包括利益のうち、当期純利益以外の部分）に含める。その他の包括利益については、それが実現した際に、当期純利益に振り替えて計上することとしている（リサイクリング）。

### (参考)

包括利益については、我が国において、IFRS、米国基準と同様、2011年3月期以降連結財務諸表において表示が義務づけられている（単体財務諸表については包括利益は導入されていない）。

### (IFRSにおける取り扱い)

IFRSにおいては、利益の定義として、一期間の資産と負債の変動の増減分（＝包括利益）とするアプローチ（資産・負債アプローチ）がとられている。包括利益の内訳として当期純利益の表示が義務づけられているが、当期純利益の定義については明確にされていない。

また、例えば、IFRSでは、

- ・ 金融商品会計において、売買目的株式以外の株式については、その他の包括利益に計上したのち、売却により損益が実現したとしても当期純利益に振替計上しない、
- ・ 退職給付会計における数理計算上の差異について、その他の包括利益に計上したのち、損失（利益）の先送りであるとの理由等から当期純利益には算入しない、

といったように、リサイクリングを行わない基準が出てきている。

(注) 退職給付につき、我が国では、数理計算上の差異を平均残存勤務期間内の一定の年数で、順次、収益ないし費用として計上していく。

米国においては、数理計算上の差異を平均残存勤務期間で、順次、収益ないし費用として計上する。なお、退職給付債務又は年金資産の一定割合については、収益または費用を計上する必要がないこととされている（いわゆるコリドー・アプローチ）。

(米国基準における取り扱い)

また、米国においては、我が国と同様、実現した利益を重視しているところであり、リサイクリングの適用範囲が広いが、一方で、近時、評価損益について即時に当期純利益に計上しようとする傾向がみられる。例えば、金融負債については、公正価値を選択した場合には、その評価損益は即時に当期純利益に計上することとされている。さらに、非上場株式を含めたすべての株式について、公正価値を行った上で、評価差額を即時に当期純利益に計上することが提案されている。

(当期純利益・包括利益に関する指摘)

上記のような I F R S の基準に関しては、

- ・ 実現に基づいて当期純利益に反映するという明確な考え方や、これに基づくリサイクリングについての整合的な取り扱いが定められておらず、当期純利益が重視されていない、
- ・ さらに、リサイクリングしない基準が新たに策定されるなど、収益や費用の適切な対応、当期純利益の意義がますます損なわれているのではないか、との指摘がある。

米国は、我が国同様当期純利益を重視しているが、株式について公正価値評価した評価損益を全て即時に当期純利益に反映するという提案を行っており、これは企業経営上の影響が大きいのではないか、との指摘もある。

他方、実現した利益計上のみを重んじてしまうと、有価証券の売却等による益出しを助長するといった懸念があり、このような課題にどのように対応するのか、との指摘がある。

(注) 我が国においては、当期純利益が、経常利益と特別利益とに区分されており、いわゆる益出しに関しても、特別利益の形で明らかになっていけば、そ

の存在・当期の利益における位置づけが分かるのではないか、との指摘がある。他方、経常利益と特別利益との区別は必ずしも厳密には運用されていない、との指摘もある。

## (2) 公正価値会計

### (公正価値の取り扱い)

現在の企業会計においては、IFRS・米国基準・日本基準のいずれにおいても、金融商品における公正価値評価が取り入れられ、資産の評価について、原価及び公正価値の活用が行われている。その使い分けについては、いずれの基準とも、明文化された一般的なルールが存在しているわけではないが、我が国では、投資の性質毎の使い分けが行われている。すなわち、機械や土地、棚卸資産、貸付金など基本的に事業投資の性質を有する資産については原価で評価し、金融投資の性質を有する資産、すなわち、売買目的の有価証券やデリバティブについては、時価で評価することとされている。

### (IFRSの現状)

IFRSにおける資産と負債の測定方法については、現時点で、原価と公正価値が以下のように使い分けられている。

- ・ 売買目的有価証券（株式・債券）やその他有価証券については公正価値評価する（貸付金や満期保有目的有価証券については原価評価）、  
（注）新基準（IFRS 9）では、債券について、基本的に利息目的で保有しているものは原価評価とし、それ以外のものについては、公正価値評価としている。なお、新基準については、本年11月に、再検討するかどうかについて議論を開始する旨の公表がなされている。
- ・ 非上場株式について、公正価値評価が行われる（困難な場合には原価評価。我が国では原価評価のみに限定している）、  
（注）新基準（IFRS 9）では、非上場株式について、基本的に公正価値評価が行われる。
- ・ 金融負債について、原価評価とともに、一定条件の下（公正価値評価することを通じて、会計上の資産と負債のミスマッチを解消できる場合に限り）、公正価値評価の選択を認めている（我が国では原価評価のみに限定している）、
- ・ 投資不動産や機械等の有形固定資産の評価において、原価評価とともに、公正価値を選択制で認めている（我が国では原価評価のみに限定している）、
- ・ 農業については、公正価値評価が行われる（我が国では原価評価のみに限定している）、

このように、現行の I F R S においては、投資不動産や機械等の有形固定資産の評価において公正価値評価が選択制で認められているほか、非上場株式について公正価値評価が行われるなど、日本基準に比べ公正価値の適用範囲が広がっている。

米国では、金融商品会計において、株式については全て公正価値で評価（評価差額を即時に当期純利益に計上）することが提案されているほか、金融負債について、公正価値評価の選択を無条件で認めている。

#### （公正価値の使用に関する指摘）

このような I F R S や米国基準における公正価値の広範囲の使用については、

- ・ 市場価格を基本とした公正価値の使用は、金融機関の行動等を通じて、経済の過剰な変動（プロシクリカリティ）につながるのではないかと、
- ・ 取引市場がない場合や取引市場が十分に機能していない場合には、市場価格のような画一的で信頼のおける価格が発見できないことを踏まえ、公正価値を使用すべきではないのではないかと。また、そもそもモデル計算に基づく公正価値評価に信頼がおけるのか、
- ・ 機械などの製造設備については、現状では公正価値評価が義務付けられていないものの、どのような場合に公正価値を用いることになるのか明確でないため、今後、公正価値の使用を義務付けられるのではないかと懸念が消えない、

という批判がある一方、

- ・ 公正価値会計については、含み損を隠さず財務状況を把握するという観点から重要であることは引き続き認識すべきなのではないかと、
- ・ 今後の基準の設定に当たって懸念はあるものの、各国と適宜協力しつつ、公正価値の適切な使用に向け、積極的に意見発信することが必要なのではないかと、

といった指摘がある。

（注）含み損の問題は、資産価格下落の局面での財務の健全性の観点から検討されるべき課題であり、逆に、インフレ局面時の公正価値会計においては、多額の含み益が発生するという論点がある、との指摘もある。

### (3) 保守主義の原則

保守主義の原則は、企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならないという原則である。保守主義の原則は、企業会計原則において、真実性の原則、正規の簿記の原則、資本と利益の区分の原則、明瞭性の原則、継続性の原則、単一性の原則と並んで規定されており、予想の利益は計上すべからず、予想の費用は漏らすべからずという考え方に立った原則であると説明されている。

フランス・ドイツにおいては、規制市場における連結財務諸表では I F R S が義務化されているが、単体に適用される本国基準においては、例えば、フランスでは有価証券の評価について低価法が義務づけられ、ドイツでは短期の有価証券について低価法（これ以外は取得原価）が義務づけられている。

我が国においても、単体検討会議において、開発費やのれんの処理のあり方を議論する際に、健全性の観点から、開発費の費用計上やのれんの定期償却を求める意見が経済界より提出された。

他方、保守主義については、例えば、

- ・ 過度に保守的な会計処理を行うことにより、企業の財政状態及び経営成績の真実な報告をゆがめてはならない（企業会計原則注解）との観点から、他の原則とのバランスをとるべきである、
- ・ 収益と費用を適切に対応させるべきとの観点から、保守主義を無制限に取り入れるべきではない、

という意見もある。

### (4) 確定決算主義

いわゆる確定決算主義は、税法において、法人税法第 22 条に「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算」と規定されるなど、会社法上の利益を課税所得計算の基礎としていることや、課税所得計算において、一定の場合、決算上費用又は損失として経理されていること（損金経理）等を要件とすること、を指しているとされている。

こうした考え方は、日本の社会経済活動に組み込まれており、会計基準の議論を行う際には、これとの関係に十分留意すべきとの意見がある。他方、確定決算主義に関連しては、単体の会計基準の設定が税制によって制約を受けないようにする、との観点から、損金経理要件の緩和等を求める意見がある。

(議論していただきたい論点)

- ① 我が国企業が使用する会計基準のあり方を考える際、我が国産業・雇用構造の状況等を踏まえ、留意すべき点は何か。
- ② 我が国企業が使用する会計基準のあり方を考える際、我が国企業の海外進出の状況や我が国企業の資金調達の状況を踏まえ、留意すべき点は何か。
- ③ 企業経営と会計基準の関係について、収益と費用の対応、公正価値会計、保守主義の原則、確定決算主義の観点から様々な指摘がなされているが、会計基準の変遷や企業経営に与える影響等も踏まえ、どのように考えるのが適切か。
- ④ 以上のほか、我が国の経済活動や企業経営のあり方と会計基準の関係について、論点とすべき事項はないか。